

令和 4 年第 4 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年4月27日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第11号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議第12号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
報第8号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	3件
報第9号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	6件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	
14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和４年第４農業委員会総会を開会する。本日は、17 名
全員の出席。従って、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第 9 条第 1 項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、13 番 久野孝好 委員、15 番 梶田 達行 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 11 号について事務局より説明願う。

事務局 申請番号 1 所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地、■■■■。譲受人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地、■■■■。土地は■■■■町■■丁目■■番、登記簿地目は田、現況も田、376 m²。■■■■町■■丁目■■番、登記簿地目は田、現況も田、525 m²。合計 901 m²。譲渡人の■■■■さんは、93 歳。高齢等により今後、耕作の意思はなく、譲受人の■■■■さんは、今後の職業を農業主体に置くため、両者の利害が一致したため所有権移転するもの。経営・自作面積がかっこ囲い 1,176 m²とあるのは、今年に入ってからとの相談で、システムに数値が反映されていないため。資料では権利を取得しようとする者の自作地は 2,616 m²、うち田 936 m²、畑 1,678 m²とあるが、その下段表にあるように、■■■■町■■■■番の登記簿地目田 938 m²、■■■■番の 23 m²と■■■■番の 479 m²の登記簿地目畑の合計 1,440 m²は現況、山林化し非耕作地であるため、農地は 1,176 m²の畑のみである。位置図写真にあるように休耕田で、中央に樹が生えている状態。今回所有権移転する農地はすべてみかん畑として使用する予定。大農機具は耕うん機 1 台所有。常時雇用労働力は 2 人とあるが、本人と妻のみが従事者となるので、記載誤りで実際は 0 人。周辺地域との関係は記載通り特に問題は無いと思われる。

議長 議第 1 号について、委員から意見があれば発言願う。

7 番 農地パトロールをして確認した。10 年来の耕作放棄地で、自動車整備工場の裏手にあたる。草木が生え、この辺りは農振地域が多いので、受けられる契約者本人に会って、これから農業をやっていくことを聞いた。半分くらいが耕作放棄地になっている。受け手がいない中で、耕作をしてもらえるのはありがたいし、問題もない。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 11 号について採決を行う。議第 1 号を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 11 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 12 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程する。議第 12 号について事務局より説明願う。

事務局 1 件。申請番号 1 所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地、■■■■。譲受人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。土地は■■■■町■■丁目■■、登記簿地目は田、現況も田、393 m²。■■■■町■■丁目■■、登記簿地目は田、現況も田、474 m²。■■■■町■■丁目■■、登記簿地目は田、現況も田、145 m²。田 3 筆の合計 1,012 m²。転用目的は車両置場。始末書提出、平成 18 年頃から埋め立てた様子。それから、おそらく■■■■さんが借りて使用している状況。譲受人の■■■■さんは自動車の塗装業。許可後は新たに整地せず、そのまま使用と聞いている。

議長 議第 12 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

7 番 先ほどの西側にあたる土地と飛び地の■■番地。■と■は駐車場として使われている。■は手が入れられていた。シルバー人材センターによって草刈りされている。月曜日に■■■■さんに会って話をして

きた。■はしっかり管理して欲しいと■■■さんに伝えた。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 12 号について採決を行う。議第 12 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 12 号は承認することに決定する。

議長 次に報第 8 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」を上程する。報第 8 号について事務局より説明願う。

事務局 3 件。申請番号 1 ■■■市本町■丁目■番地の■、■■■。土地は■■■町■丁目■、登記簿地目は畑、現況は宅地、412 m²。一般個人住宅に転用。始末書提出、現況の建物は昭和 40 年頃に建築、地目変更せず。今回建て替えることにより、農地であることが判明。まずは地目の転用をしてから建て替えるとのこと。申請番号 2 ■■■市■■■町■丁目■番地、■■■。土地は■町■丁目■、登記簿地目は畑、現況は宅地、31 m²。一般個人住宅に転用。昭和 50 年 10 月 28 日に露天自動車解体置き場として 5 条許可。地目変更せず。今回土地を販売するにあたり申請。申請番号 3 ■■■市■■■町■丁目■番地、■■■。土地は■■■町■丁目■、登記簿地目は田、現況は雑種地、409 m²。貸車両置き場に転用。始末書提出。県立多治見病院の工事用車両を置くため。去年の 12 月に既に埋め立てられている様子。

議長 報第 8 号は専決事項のため、議決事項ではないが、地元委員から意見があれば発言願う。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、報第 8 号を終了いたします。

議長 次に報第9号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程する。報第9号について事務局より説明願う。

事務局 6件。申請番号1 所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地、■■■■。譲受人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。土地は■■■■町■■丁目■■、登記簿地目は田、現況も田の821㎡と、■■■■町■■丁目■■、登記簿地目は田、現況も田の1,389㎡。2筆合計2,210㎡。宅地分譲住宅に転用。2月の総会で■■丁目■■の左隣の土を事業協力地として5条届が出ているが、■■、■■と、■■の上手の土地も合わせて12区画を宅地分譲する。申請番号2 所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地、■■■■。譲受人、■■■■市■■■■町■■■■町■■丁目■■番地、■■■■。土地は■■■■町■■丁目■■、登記簿地目は田、現況は雑種地、679㎡。一般個人住宅に転用。令和3年7月8日露天駐車場として5条届、令和4年1月17日に■■番と合筆、令和4年1月27日に■■番■■を分筆。申請番号3 所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。譲受人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。土地は■■■■町■■丁目■■、登記簿地目は畑、現況も畑、92㎡。一般個人住宅に転用。■■の建物を解体して、■■も合わせて建て替える。申請番号4 所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。譲受人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地、■■■■、外■■名（妻）。土地は■■■■町■■丁目■■、登記簿地目は田、現況は畑、578㎡。一般個人住宅に転用。1軒の住宅を建てる。申請番号5 所有権移転、譲渡人、■■■■都■■■■市■■■■町■■丁目■■番地■■号、■■■■。譲受人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。土地は■■■■町■■丁目■■、登記簿地目は田、現況は宅地、545㎡と、■■■■町■■丁目■■、登記簿地目は田、現況は雑種地、79㎡、2筆合計624㎡、一般個人住宅・工場に転用。昭和23年頃から■■■■氏の先代が賃借、今回購入するにあたり農地であることが分かったため、この部分だけ申請。申請番号6 所有権移転、譲渡人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地、■■■■、外1名。譲受人、■■■■市■■■■町■■番地、■■■■。土地は■■■■町■■丁目■■、登記簿地目は田、現況は雑種地、559㎡と、■■■■町■■丁目■■、登記簿地目は田、現況は雑種地、608㎡、2筆合計1,167㎡、集合住宅に転用。この2筆に6世帯2棟分を建築する予定。昭和56年3月7日にゲートボールとして5条許可、地目変更せず。

議長 報第 9 号は専決事項のため、議決事項ではないが、地元委員から意見があれば発言願う。

7 番 申請番号 4 は私の土地ですので補足する。既に建っている 3 件の建物のため日当たりが悪く、ブロック塀もあり農作業がしにくい。隣にも家が建ち、この辺りは今後住宅地になっていく。農機具の更新に売買の費用を充てる予定。特に今年は生産費用が高騰している。そうした状況からやむなく土地を手放す次第。

議長 他に発言はないか。

6 番 (報第 8 号申請番号 2 についてだが、今思い出したので) この土地には青線(水路)があったはずだがどうなっているか。

議長 報第 8 号は済んでいるが、特別に一括審議する。事務局、どうなっているか。

事務局 現場での確認はしていないが、図面上、水路が記されているので、存在していると思われる。

議長 他の意見はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、報第 9 号を終了する。以上をもって、本日の議案を終了する。

議長 その他議案以外で何かあれば発言を願う。

17 番 先日、■■■町でトマトの栽培をされている■■■さんに話を伺ったが、現在諸物価が高騰している。ハウスはボイラーを稼働しないと栽培を継続できないので、重油代の高騰が経営に響いている。農林水産省の補助金も、環境問題や SDGs で CO2 の排出を抑える、石油の使用量 15%を減らすならば補助金を出す、というような、ハウスのビニルを 2 枚にするとか、間に何か挟むとか、断熱材シートを被せるとかを求めているが、そうした対策はしつくしている。農業が盛んな地域では、市町村が一律 10 万円補助するというようなところもあるが、

多治見の場合はそうしたことも難しい。厳しいがなんとか現状をしのいでいきたいというお話を聞いてきた。

7 番 今の話に関連してだが、■■■では、重油代の高騰などの政府の助成は受けない方針だという。助成には条件がある。コロナ対策もそのひとつで、発券機はコロナ感染防止対策で導入したという。厳しい現状に対して、無条件で助成があれば助かるが、なかなかそうもいかないのが現状だ。もうひとつ、トラクターなどに使用する軽油税は、申請すると無料になる。ただし、年間を予想しチケットで対応する。残った場合の事務処理に手間がかかる。

議長 手間もかかるが、報道でもあったが不正を行う者も出てきて、実際には不正防止対策の問題もある。他に発言はあるか。

16 番 高田テクノパークに伴う調整池の濁り水対策について、今まで工務店が流れ出る水の調整を行ってくれていたが、工事も終わり、その作業がなくなってしまった。調整池から出る水の問題は、市ではどこの管轄になるのか。この地域では 4 軒くらいが水稻をしているが、田植えの時期に泥水が入り込むと稲が腐ってしまう。昨日も雨が降って、川の水が白く濁っていて、田植えできる状態ではない。どこが管轄となるのか回答をいただきたい。5 月には田植えの時期になるので、なんとか助けて欲しい。

議長 この委員会終了次第、事務局も一緒に、担当部署と対策について話をする。

議長 他はよろしいか。3 月の総会での宿題について、5 番委員からの件、■■■さんが家を建てる際の境界について、事務局から道路河川課の担当者に伝え、その担当から直接話をしたとのこと。もう一つは、7 番委員のブロック塀の件、開発指導課によると 1m 未満であれば特に対策は不要とのこと。しかし、問題の塀は 7 段であるから、農業委員会としての範疇外ではあるが、おそらく 1m を越える。

議長 他はないか。なければこれで終了する。事務局から連絡事項を願う。

事務局 （農業委員会の活動にかかる必須事項、農地利用の最適化活動について、その記録簿及び報告の方法が令和 4 年 4 月 1 日から変更された件、今年度、国費によるタブレット導入について、現在作業を進めていることを説明。次回にその詳細を報告予定）

9 番 多治見の農業規模でできることと、大規模の地域との違いがある。多治見のように小さい農業のすべきことを考えていかなければいけない。全国一律の施策はなかなか、あてはまらない、というのが感想。

事務局 次回の総会開催日は、5 月 25 日木曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 4 階会議室にて開催。また総会後に農業振興推進協議会を開催するので該当の委員は出席をお願いします。

以上。

(閉会 午後 3 時 25 分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡
主 査	玉山	永恵

令和 4 年 4 月 27 日

議事録署名

13 番

15 番

議長